

新型コロナウイルスに係る 中小企業者に向けた特別対策



新型コロナウイルス対策融資【小規模企業特別支援融資】

- ☑本人負担金利：0.6% ☑信用保証料補助：全額補助
- ☑融資限度額：500万円 ☑返済期間：5年以内（据置1年を含む）
- ☑利用できる方：令和2年2月から当該月の任意の連続する2か月間の中で、売上高が、前の月より後の月が落ち込んでいる中小企業者。
当該月とは、現在月の前月のこと。

相談窓口【窓口もしくは電話にて受付します】

経営に関する相談

相談窓口：産業経済部経営支援課産業活性化係（本庁舎6階）

相談時間：平日9時30分から17時

資金繰りに関する相談

相談窓口：産業経済部経営支援課融資係（本庁舎6階）

相談時間：平日8時30分から17時

荒川区 産業経済部 経営支援課

03-3802-3111(代表)

産業活性化係(内線457・458) 融資係(内線467・475)